



gabaマンツーマン英会話

心齋橋LS、栄LSにて 「教育訓練給付制度対象コース」がはじまります。

株式会社Gaba（ガバ）（本社：東京都目黒区、代表取締役社長兼CEO：青野伸達）は、マンツーマンレッスンに特化した英会話スクール「Gabaマンツーマン英会話」を運営しています。このたび、10月1日(火)より、名古屋・栄ラーニングスタジオ、大阪・心齋橋ラーニングスタジオにて、社会人の方のためのコース「教育訓練給付制度対象コース」のご利用が可能となりましたので、お知らせいたします。

この「教育訓練給付制度対象コース」とは、社会人の方で、雇用保険の一般被保険者であった期間が通算3年以上の方であれば、コースの修了後に最大20万円(受講料の40%)が支給されるというコースです。

教育訓練給付制度とは、働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）または一般被保険者であった方（離職者）が、厚生労働大臣の指定する教育訓練を受講し修了した場合は、教育訓練施設に支払った教育訓練経費の40%（支給要件期間3年以上5年未満の場合20%）に相当する額（上限20万円（支給要件期間3年以上5年未満の場合10万円）がハローワーク（公共職業安定所）から支給されるというものです。

現在、弊社では心齋橋、栄を除くすべてのラーニングスタジオ(以下LS)で、厚生労働省より「教育訓練講座」として指定を受けたコースをご用意しています。Gabaの生徒の方にもこの制度をご利用になる方が多いことから、今年の4月にオープンした心齋橋、栄の両LSのコースについても申請を行っていましたが、このたび指定を受け、10月1日より受講が可能となりました。

良質なマンツーマンレッスンを低料金でご受講いただけるこのチャンスにぜひ、Gabaの教育訓練給付制度対象コースをご利用ください。なお、教育訓練給付金の支給を受けるためには、受給資格を持つ受講者が一定の基準（到達レベル、出席率等）を満たしコースを修了していただく必要があります。コースに関するご相談、ご質問はフリーダイヤル0120-286-815(名古屋) 0120-499-815(大阪) までお気軽にお尋ねください。

弊社では、今後も、より多くの方にマンツーマンレッスンを受講していただくための環境作りに取り組んでまいります。